

## 巻頭エッセイ

### 性能と仕様



小山 彰

国土交通省港湾局 環境・技術課長

改正された「港湾の施設の技術上の基準」（以下、「技術基準」と称す）が、4月1日より施行されています。今回の改正は、港湾法に遡って改正するものであり、昭和48年に港湾法に「技術基準」の規定が設けられて以来の大改正であります。歴史的な改正と言っても良いかもしれません。「技術基準」改正のポイントを集約すると、①性能規定化、②信頼性設計法の導入、③適合性確認制度の導入の3点になり、また技術基準対象施設を追加しているもの今回の特徴と言えます。

技術基準の性能規定化とは、施設の材料、寸法、工法、設計方法などの仕様を定めていた基準から、施設の性能のみを規定する基準になることを指します。これにより、多様な設計方法の導入が可能になると考えています。今回の大改正は、この性能規定を導入することにすべての始まりがあります。

では、何故いま性能規定化なのでしょう。

経済のグローバル化は、貿易の障壁を取り除くことにより一層進展することになります。東西冷戦の終焉の結果として必然的な成り行きと思われませんが、それぞれの国、地域が国家戦略として国際標準化を進めることとなりました。

構造物設計の分野においても、WTOのTBT協定（貿易の技術的障害に関する協定）を背景に、ISOでは国際規格と国内規格の整合性を強く求めており、また国内でも政府の規制改革3カ年計画や国交省の土木・建築にかかる設計の基本などにおいて、原則性能設計化に移行するよう求めています。

このように、世界的な動向を睨んで、今般港湾構造物においても性能設計体系を導入することとなりました。この新しい考え方を導入した技術基準が円滑に施行されていきますよう、皆様のご理解とご協力をお願い致します。

ところで、私たちの日常の生活の中で、性能と仕様はどのような違いになっているのでしょうか。時として性能に拘り、時として仕様と性能の両者に拘

るといように、要は明確には意識はしていないが、無意識のうちに上手く使い分けている場合が多いのではないのでしょうか。

身近な例として、料理のことを考えてみると、「今夜何を食いたい？」との問いに多くの世の亭主は、「美味しいもの」と答えているのではないのでしょうか。これは究極の要求性能でしょう。材料の種類も調理法も味付けも何も指定せず、兎に角食卓に並ぶものが結果として「美味しいもの」であればよいというものです。こう言われて、腕の見せ所だと思ふ料理人（大抵は主婦）は多いのでしょうか、どうでしょうか。自由な発想でもって創造的な物作りが出来ることになるので、料理本で勉強したりして創作意欲が湧くことでしょう。しかし、実際は毎日のことなので、あるいは予算にも制約があるのでということで、「もうちょっと具体的に言ってくれ」というのが本音でしょう。

一方、材料が指定され、調理方法や味付けも事細かに決められた場合はどうでしょうか。これは仕様規定の典型でしょう。この場合は、あまり考えなくて良いから作るの簡単かもしれません。しかし、自由な発想や創造性は生まれてきません。従って、この主婦は技術力を発揮できず、作っていても楽しくないし、上達も望めないでしょう。「あまり事細かに指図しないでくれ」と言ってしまうそうです。

現実的には、日々の料理は性能と仕様の狭間を行き来しているのだと思います。しかし、お互いの好みと技術力が分かり信頼感が増せば、より性能を重視するやりとりとなるでしょう。「魚と野菜たっぷりの料理」程度のことを伝えれば、大抵は要求を満たすものが食卓に並ぶことになります。

例にならない例だったかもしれませんが、技術基準の考え方が仕様規定から性能規定への移行により、新技術の導入が促進されるとともに、より一層信頼性の高い良質な港湾構造物が整備されることを希望してやみません。